



埼玉県報

第443号
令和5年(2023年)
8月29日
火曜日

目次

管理規程

- 埼玉県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）

告示

- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 埼玉県次期健康増進事業歩数管理アプリ構築・サービス提供業務に関する落札者等の公示（健康長寿課）
- 太田新井土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 埼玉県立図書館システム移行及びセキュリティアップデート等業務委託に関する契約の相手方等の公示（熊谷図書館）
- 埼玉県警察本部分庁舎(宮原)ほか45施設で使用する電気に関する落札者等の公示(会計課)
- 県道熊谷小川秩父線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 県道佐野行田線の区域の変更（行田県土整備事務所）

令和5年(2023年)8月29日

- 県道佐野行田線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 県道行田蓮田線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年八月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員被服貸与規程（昭和三十八年公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表のとおりとする。ただし、新たに職員となつた者のうち作業服（上）の貸与期間が一年の業務に従事するものに貸与する作業服（上）は、最初に貸与する場合に限り、別表の規定にかかわらず、二着貸与し、その貸与期間は二年とする」を「企業局長が別に定める」に改め、同条第二項を削る。

第三条の見出し中「及び台帳」を削り、同条第二項を削る。

第五条の見出し中「の申請」を削り、同条第一項中「被貸与者は、」を「所属長は、被貸与者が」に、「ときは、様式第二号の被服再貸与申請書を所属長に提出しなければならぬ」を「場合において、必要と認めるときは、被服を再び貸与することができる」に改め、同条第二項中「により、」の下に「貸与期間を満了しない」を加える。

第六条の見出し中「返納」の下に「及び廃棄」を加え、同条中「様式第三号の被服返納書に当該被服を添えて、」を「貸与を受けた被服を」に改め、同条に次の一項を加える。

2 所属長は、貸与した被服が第二条第一項の規定により定められた貸与期間を満了し、又は使用にたえなくなつた場合その他特別の事情がある場合は、返納を免除又は廃棄をすることができる。

第七条第一項中「所属長は」の下に「、職務遂行上必要があるときは」を加え、「別表に掲げる被服のうち職務遂行上必要なもの」を「第二条第一項の規定により企業局長が定める被服」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

（貸与の特例）

第八条 所属長は、職務遂行上必要があるときは、企業局長の承認を得て、第二条第一項の規定により企業局長が定める被服の被貸与者、種類、員数及び貸与期間以外の貸与をすることができる。

（委任）

第九条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、企業局長が別に定める。

別表を削る。

様式第一号から様式第三号までを削る。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の埼玉県企業局職員被服貸与規程の規定により被服の貸与を受けている者でこの規程による改正後の埼玉県企業局職員被服貸与規程の規定により同一種類の被服の貸与を受けることができるものは、同規程の相当規定による被服の貸与を受けたものとみなす。
- 3 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業局長が別に定める。

告 示

埼玉県告示第九百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和五年八月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人さいたまNPOセンター

二 代表者の氏名

堀越 栄子

三 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区東仲町十二番十二号ツインハイター〇二号室

四 更新後の認定の有効期間

令和五年七月二日から令和十年七月一日まで

告示

埼玉県告示第九百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年八月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
なすはらクリニック	竹内 純子	深谷市岡二七五七―三	令和五年七月一日
一般社団法人敬愛会MCP新座クリニック	一般社団法人敬愛会	新座市馬場一―二―三三S Cコーポレーション一階	令和五年八月一日
はすだ 光クリニック	白 成光	蓮田市本町一―二六 八百 カビル三階	令和五年八月一日
医療法人元気会わかさクリニック所沢	医療法人元気会わかさクリニック	所沢市くすのき台三―四― 四シムラビル一階	令和五年七月一日
笠原クリニック	猪野 裕英	東松山市毛塚九一〇―一	令和五年六月一日
竹越医院	竹越 至	秩父市上町一―六―七	令和五年四月一日

あかつき薬局	志木東口店 薬局マツモトキョシ	もしもし薬局坂戸店 アーマ	三郷中央駅前店 株式会社マツモトキョシ	秩父永田薬局	ひまわり薬局	セキ薬局 清門町店 株式会社セキ薬品	丸山歯科医院	愛和歯科クリニック	live Clinic 新座Area F	新座駅前なわ内科 外科クリニック
河北調剤株式会社	株式会社マツモトキョシ	合資会社エムフアーマ	株式会社マツモトキョシ	株式会社イチワタ	Orient al株式会社	株式会社セキ薬品	医療法人仁志会 丸山歯科医院	武井 洋之	鮫島 剛	名和 公敏
狭山市加佐志三八五―六	志木市本町五―二四―一五	坂戸市中富町一―一一	三郷市中央三―四八―四	秩父市永田町五―二八	富士見市上南畑二四〇―一	草加市清門三―三五―四	深谷市上敷免三六五	上尾市宮本町一五―一	AreaFive F 新座市野火止五―三―六三	新座市野火止五―三―六三 AreaFive二階M〇〇 三号室
令和五年七月一日	令和五年七月一日	令和五年七月一日	令和五年八月一日	令和五年六月二十四日	令和五年七月一日	令和五年八月一日	令和五年七月一日	令和五年七月一日	令和五年七月二十二日	令和五年七月一日

訪問看護ステーションウイスタリア	和の森訪問看護ステーション	訪問看護ステーションあやめにつさい	医心館 訪問看護ステーション久喜ス	薬局日本メデイカルシステム所沢店	調剤薬局ツルハドラッグ所沢東町店	ウエルシア薬局和光本町店	あおぼ通り薬局	薬局日本メデイカルシステム新座店
有限会社鈴木さん家	株式会社レオナコーポレーション	株式会社ファーストナース	株式会社アンビス	日本メデイカルシステム株式会社	株式会社ツルハ	ウエルシア薬局株式会社	株式会社白岡薬局	日本メデイカルシステム株式会社
五所沢市三ヶ島三一一三	北葛飾郡松伏町松伏一五二二 二メゾンコスモB一〇三	坂戸市につさい花みず木六一 一―四フェアリーズガ―デ ン入西六一	久喜市青葉五―二三―二	所沢市日吉町九―八	所沢市東町五―二二 TOC OTOCOSクエア―階	和光市本町一五―五一―一F	北足立郡伊奈町小室五〇― 四―四	新座市野火止五―三―六三
一日 令和五年六月	二十一日 令和五年六月	一日 令和五年七月	一日 令和五年七月	一日 令和五年八月	一日 令和五年八月	一日 令和五年八月	一日 令和五年八月	一日 令和五年七月

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	施術所		指定年月日
			所在地		
塚越 達雄		塚越鍼灸院	深谷市柏合一七〇―三		令和五年七月二十一日
原口 舞		はり灸マッサー ジ院 葵楓	熊谷市大麻生九〇―一 四		令和五年七月十九日
田口 学		エールケア治療 院 熊谷店	熊谷市新堀一一三五― 一七		令和五年七月二十日
清水 裕一		訪問リハビリマ ッサージ アル ゴ新座	新座市野火止四―一九 一七―二〇三		令和五年七月一日
三井 紘貴		ひらい北口はり きゆうマッサー ジ院	東京都江戸川区平井五 一五―一〇		令和五年七月一日

告示

埼玉県告示第九百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年八月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	変更事項		変更前	変更後
	名称	所在地		
訪問看護ステーションかしの木	訪問看護ステーションかしの木	所在地	ケアステーションかしの木 草加市草加四―五―一 レジデンスミュージー	訪問看護ステーションかしの木 草加市草加一―八―一三
ひだかK&F訪問看護ステーション	所在地	所在地	日高市高萩六四六―一	日高市高萩六一五―八

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	所在地	名称		
原 高広	所在地	名称	はなまる訪問鍼灸マッサージ 東京都葛飾区東新小岩四―二四―一 ○奈良橋コーポ二〇五	ともしび鍼灸院 千葉県松戸市常盤平五―一―二―一五 チェリービーンズ一〇一

告示

埼玉県告示第九百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年八月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
草加八潮地域検査センター	草加市松江一―一―八草加市市民体育館駐車場内	令和五年三月三十一日
医療法人元気会わかさクリニック所沢	所沢市くすのき台三―七―四	令和五年六月三十日
東松山眼科	東松山市本町一―一―一〇	令和五年一月八日
なすはらクリニック	深谷市岡二七五七―三	令和五年六月三十日
丸山歯科医院	深谷市上敷免三六五―四	令和五年六月三十日
北葛北部医師会地域PCR検査センター	幸手市高須賀地内県営権現堂第二公園駐車場内仮設	令和五年五月七日
ひまわり診療所	新座市馬場一―二―三三一F	令和五年五月二十二日

訪問看護ステーション 藤	有限会社双葉薬局	アピア薬局	駅前店 薬局日本メデイカル システム ふじみ野	あかつき薬局	薬樹薬局 草加吉町	間瀬薬局	ノーベルデンタルクリニク	愛和歯科クリニック	駒橋歯科医院
春日部市大枝八九―七街区四棟	吉川市吉川団地一―七―一〇二	坂戸市中富町一―一	富士見市ふじみ野西一―一八―一	狭山市加佐志三八五―六	草加市吉町一―五―五	春日部市八丁目四一七―一七	桶川市若宮一―四―五二埼北SSビル 二F	上尾市宮本町一五―一	八潮市中馬場六二―一
令和四年十二月三十一日	令和五年六月三十日	令和五年六月三十日	令和五年六月三十日	令和五年六月三十日	令和五年七月八日	令和五年六月二十日	令和四年十二月三十一日	令和五年六月三十日	令和五年四月二十日

二 指定施術機関

氏名		住所		名称	所在地	廃止年月日
氏名	住所	名称	所在地			
餅井 春菜	植村 亮太	小林 博文	山下 周一	東武接骨院	春日部市本町一 一五七	令和五年六月三十日
				和光接骨院	和光市本町五 一一	令和五年七月三十一日
				まごころ治療院	さいたま市大宮区桜 木町二 二三四 一 松本ビル四階	令和五年六月三十日
				KEIROW東 武練馬ステーション	東京都板橋区徳丸一 九 一七 二〇五	令和五年六月三十日

告示

埼玉県告示第九百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年八月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	グループホーム なごみ米島	所在地	春日部市米島 三五〇―一	開設者名	株式会社大起 エンゼルヘル プ	サービスの種類	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知 症対応型共同 生活介護	指定年月日	令和五年九月一 日
名称	デイホーム花み ずきの家	所在地	所沢市上新井 五―七八―五	開設者名	有限会社オフ イス仲	サービスの種類	介護予防認知 症対応型通所 介護 認知症対応型 通所介護	指定年月日	令和五年八月一 日

告示

埼玉県告示第九百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年八月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
コンフオート春日部クリニック	事業所名称	春日部クリニック	コンフオート春日部クリニック	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
そうごう薬局北本店	事業所所在地	福岡県福岡市中央区天神二 一四 八	福岡県福岡市中央区大名二 九 二三	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
そうごう薬局ときがわ店	事業所所在地	福岡県福岡市中央区天神二 一四 八	福岡県福岡市中央区大名二 九 二三	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

告示

埼玉県告示第九百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年八月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
アピア薬局	坂戸市中富町一 一一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和五年六月三十 日
一般社団法人春日 部市医師会立訪問 看護ステーション 藤	春日部市大枝八 九 七 四	居宅介護支援 訪問看護 介護予防訪問看護	平成十八年六月十 六日 令和四年十二月三 十一日

告 示

埼玉県告示第九百三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年八月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県次期健康増進事業歩数管理アプリ構築・サービス提供業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県保健医療部健康長寿課健康長寿担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年6月23日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ナビタイムジャパン 東京都港区南青山3丁目8番38号

5 落札金額

34,420,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年4月21日

告示

埼玉県告示第九百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
太田新井土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所に
ついて、次のとおり届出があった。

令和五年八月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	渡辺 武夫	埼玉県白岡市太田新井千二百十八番地
同	山崎 彦一	同 同 千二百五番地
同	高澤 勲	同 同 二百二十三番地
同	齋藤 俊彦	同 同 九百七十二番地
同	木村 政行	同 同 五百九十六番地二
同	古武 聰子	同 同 五百三十二番地
監事	後藤 敬子	同 同 千二百二十一番地
同	鈴木 健一	同 同 千三百三十四番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	古武 三千雄	埼玉県白岡市太田新井五百三十二番地
同	鈴木 久雄	同 同 六百五十三番地
同	川崎 貞一郎	同 同 二百七十七番地二
同	木村 政行	同 同 五百九十六番地二
同	木村 清一	同 同 五百九十八番地
同	齋藤 俊彦	同 同 九百七十二番地
同	鈴木 幸一	同 同 二百八十六番地一
同	高澤 勲	同 同 二百二十三番地
同	竹内 秀夫	同 同 千二百十四番地二
同	福澤 宏	同 同 六百六番地
同	森田 守宏	同 同 千百九十三番地
同	山崎 敏夫	同 同 三百九十四番地二
同	山崎 彦一	同 同 千二百五番地
同	山崎 フミエ	同 同 八百四十一番地
同	渡辺 武夫	同 同 千二百十八番地

同	同	監事
福	森	小
澤	田	島
丈	清	美
夫	治	代
同	同	埼玉県白岡市太田新井千二百二十一番地
同	同	
同	同	
		千二百十四番地一
		六百十番地一

告 示

埼玉県告示第九百三十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年八月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立図書館システム移行及びセキュリティアップデート等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立熊谷図書館システム管理担当 埼玉県熊谷市箱田5丁目6番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年6月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社 東京都港区東新橋1丁目5番2号
- 5 契約金額
41,338,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第九百三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年八月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県警察本部分庁舎（宮原）ほか45施設で使用する電気 契約電力7,527キロワット 予定使用電力量26,984,133キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年6月21日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号

5 落札金額

753,168,378円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年4月18日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年八月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

<p>熊谷小川秩父線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父市山田字深田二六一三番一地从先から同市山田字深田二六三五番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年八月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十四年二月三日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一九〇・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年八月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 佐野行田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
四地先まで 同市大字上新郷字別所七一五一番	羽生市大字上新郷字別所七〇八八 番一地从から	区 間
八・〇〇〓一四・七八	八・〇八〓一一・四一	敷地の幅員 (メートル)
一五一・二六	一五一・二六	延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年八月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

路線名	県道佐野行田線
供用開始の区間	羽生市大字上新郷字別所七〇八八番一 地先から 同市大字上新郷字別所七一五一番四地先 まで
供用開始の期日	令和五年八月三十一日
備考	令和五年八月二十九日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十六号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長一五一・二六メートル

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年八月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

<p>行田蓮田線</p>	<p>路線名</p>
<p>蓮田市大字貝塚字羽山一一六九番五地 先から同市大字閨戸字大山三九七五番 一地先まで（ただし、関係図面に表示 する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年八月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和三年一月十九日付け埼玉県杉戸県 土整備事務所長告示第一号で告示した道 路予定区域の一部供用開始である。 延長 一五三・二〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県教委告示第二十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和五年八月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和五年九月五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 公文書部分開示決定処分に係る審査請求事案の裁決について

ロ その他